第２号様式（第６条関係）

誓約書

私は，鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定を受けるにあたって，鹿児島県重度訪問介護従業者養成研修事業者指定要綱，その他関係法令等を遵守することを誓約します。

また，申請者の代表者又は役員等が，次のいずれにも該当する者ではないことを誓約します。

記

|  |
| --- |
| (1) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により研修事業者としての指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者  (2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき，指定障害福祉サービス事業者，指定障害者支援施設，指定一般相談支援事業者，指定特定相談支援事業者又は指定自立支援医療機関としての指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者  (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき，指定障害児通所支援事業者，指定障害児入所施設又は指定障害児相談支援事業者としての指定を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者  (4) 介護保険法（平成９年法律第123号）に基づき，指定居宅サービス事業者，指定地域密着型サービス事業者，指定居宅介護支援事業者，介護保険施設，指定介護予防サービス事業者，指定地域密着型介護予防サービス事業者，指定介護予防支援事業者としての指定又は許可を取り消され，その取消しの日から起算して５年を経過しない者  (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）  (6) 自己，自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって，暴力団（法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用している者  (7) 暴力団又は暴力団員に対して，いかなる名義をもってするかを問わず，金銭，物品その他の財産上の利益を不当に提供し，又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し，又は関与している者  (8) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  (9) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者  (10) 暴力団又は暴力団員が，その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人  (11) 知事又は他の都道府県知事（指定都市又は中核市の市長を含む。）により，基準違反に関する改善勧告，改善命令その他行政処分を受け，その内容についての改善がなされていない者 |

年　　月　　日

　鹿児島県知事　　　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 法人又は団体にあっては，主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名 | |